

砥部町告示第129号

砥部町愛顔の子育て応援事業実施要綱を次のように定める。

平成29年7月4日

砥部町長 佐川秀紀

砥部町愛顔の子育て応援事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、子どもを持ちたい人が安心して生み育てられることができる環境を整えるため、子育て世帯への経済的支援を行う砥部町愛顔の子育て応援事業（以下「事業」という。）を実施することにより、福祉の向上及び少子化対策を促進するとともに、併せて地域経済の活性化に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象乳児 平成29年4月1日以降に出生した者（死産は除く。）で、応援券交付時に本町に居住し、本町の住民基本台帳に記録され、その属する世帯において生計を一にする第2子以降の満1歳に満たない者をいう。
- (2) 保護者 対象乳児の親権を行う者又は後見人で、対象乳児を現に監護し、当該対象乳児と生計を同じくする者であって、本町に居住し、本町の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (3) 対象用品 愛媛県の定める乳幼児紙おむつ製品をいう。
- (4) 応援券 対象用品の購入費用に充てることができる、町が発行する砥部町愛顔っ子応援券（様式第1号）をいう。
- (5) 登録店舗 町が登録した応援券が利用できる店舗をいう。

(助成の対象)

第3条 応援券の交付対象は対象乳児とし、その保護者（以下「交付対象者」という。）に対して助成するものとする。

(応援券の交付申請)

第4条 交付対象者は、応援券の交付を受けようとするときは、砥部町愛顔っ子応援券交付申請書（様式第2号）により、身分が証明できるもの及び出生届出済証明欄に市区町村長が証明している対象乳児の母子手帳を添えて、町長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請（以下「交付申請」という。）は、当該対象乳児の出生日から満1歳の誕生日の前日までに行わなければならない。ただし、愛顔の子育て応援事業を実施する県内他市町から転入し、転入前市町が交付した愛顔っ子応援券の残券を保持している場合は、残券の有効期限までに申請を行うものとする。

（応援券の額）

第5条 応援券は、額面1,000円の50枚綴りを1セットとし、対象乳児1人に対し、50,000円を限度として交付するものとする。

（応援券の交付決定）

第6条 町長は、第4条に規定する交付申請の提出があったときは、その内容を審査し、交付することが適当であると認めるときは、速やかに交付を決定し、対象乳児の母子手帳に、応援券を交付済であることを記載のうえ、交付対象者に対し、応援券を交付するものとする。

2 町長は、前項の規定により応援券を交付したときは、砥部町愛顔っ子応援券交付台帳（様式第3号）に必要事項を記入し、応援券の交付状況を明らかにしておかなければならない。

（応援券の使用等）

第7条 応援券の交付を受けた交付対象者（以下「受給者」という。）は、本町の区域において対象用品を販売する登録店舗において、応援券を使用することができる。

2 前項の場合において、対象用品の購入総額が使用する応援券の額面の総額と同額又は上回る場合に使用できるものとし、購入しようとする対象用品の額が応援券の額面を超えた場合は、その差額は受給者において負担するものとする。

3 応援券の有効期限は、交付決定した年度の翌年度末までとし、有効期限を過ぎた応援券は無効とする。

4 紛失による応援券の再交付は行わない。ただし、応援券の汚損、破損の状態において応援券と認識できる場合に限り、汚損、破損した応援券と引換えに応援券を再交付できるものとする。

（受給者等の変更）

第8条 受給者は、第4条第1項の申請内容に変更があったときは、速やかに砥部町愛顔っ子応援券交付申請事項変更届（様式第4号）により町長に届け出なければならない。

（応援券の返還等）

第9条 町長は、受給者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、未使用の応援券があった場合は、応援券の返還を命ずることができるものとする。

(1) 対象乳児が、死亡又は町外に転出したとき。ただし、愛媛県愛顔の子育て応援事業費補助金の交付を受ける県内他市町に転出する場合は、この限りではない。

(2) 正当な理由なく前条の届出を怠ったとき。

- (3) 応援券を第三者に譲渡し、又は使用させたとき。
- (4) 応援券の記載事項を改変して使用したとき。
- (5) 虚偽その他不正の行為により、応援券の支給を受けたとき。
- (6) その他応援券の交付に関する町長の指示事項を遵守しないとき。

2 町長は、前項第3号から第5号のいずれかに該当すると認めるときは、当該受給者が既に使用した応援券の額面に相当する金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(登録店舗等)

第10条 町内に所在する店舗で応援券の利用ができる店舗として指定を受けようとする者は、砥部町愛顔っ子応援券登録店舗指定(変更)申請書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、登録店舗として指定し、砥部町愛顔っ子応援券登録店舗指定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

3 前項で指定を受けた登録店舗の変更、追加、廃止等がある場合、登録店舗の指定を受けた者(以下「指定者」という。)は、速やかに砥部町愛顔っ子応援券登録店舗指定(変更)申請書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(登録店舗の取消等)

第11条 町長は、指定者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はその他指定者の責めに帰すべき事由により、事業を継続することができないと認めるときは、登録店舗の指定を取消することができる。

- (1) 業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 指定者が指定の取消しを申し出たとき。
- (3) 指定者の故意による不正使用等があったとき。
- (4) 指定者が虚偽その他不正の行為により、請求を行ったとき。
- (5) その他応援券の支給に関する町長の指示事項を遵守しないとき。

2 町長は、指定者が、前項第3号又は第4号に該当し、必要があると認めるときは、受領した応援券に対して支払を受けた額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 指定者は、第1項の規定による登録店舗の指定取消しにより生じた損害の賠償を町長に請求することができないものとする。

4 第1項の規定により、町長が登録店舗の指定を取り消した場合において、登録店舗として指定されていた店舗が既に受領した応援券を有する場合は、指定者は、当該応援券に係る請求を行えるものとする。

(助成金の請求手続)

第12条 指定者は、毎月初日から末日までに受領した応援券を集計しやむを得ない場合を除き、翌月の20日までに砥部町愛顔の子育て応援事業助成金交付請求書(様式第7号)に当該応援券を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により請求があったときは、その内容を審査し、これを適正と認めたときは、指定者にその代金を速やかに支払うものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

様式第1号（第2条関係）

（綴り表紙表面）

砥部町愛顔の子育て応援事業			
砥部町愛顔っ子応援券			
保護者氏名			
対象乳児氏名		生年月日	年月日
住所	砥部町		
有効期限	年月日		
発行：砥部町 協賛企業：〇〇株式会社 〇〇株式会社 〇〇株式会社			
（50音順）			

（綴り表紙裏側）

愛顔っ子応援券の使い方
①この券は、対象乳児の保護者が町内の登録店舗で、下記対象製品を購入する場合に限り1枚あたり1,000円分の費用として使うことができます。 【対象製品】 〇〇株式会社：〇〇〇 〇〇株式会社：〇〇〇 〇〇株式会社：〇〇〇
②1回あたりの使用枚数に限りはありませんが、購入額が額面の総額と同額又は上回る場合に使用できます。
③購入額が額面の総額を上回る場合は、差額を自己負担してください。
④すでに購入済みの対象製品との引換えはできません。
⑤現金との引換えや未使用分の券の払戻しはできません。
⑥この券の売買や第三者への転売・譲渡はできません。
⑦表面の有効期限を過ぎた場合は使用できません。
⑧紛失等による応援券の再発行は行いませんが、汚損・破損による場合は残券と引換えできる場合があります。
⑨券は切り離さずに登録店舗にお持ちください。冊子から切り離すと無効となります。
⑩町外への転出など、申請内容に変更がある場合は下記までお問い合わせください。
【問い合わせ先】 砥部町子育て支援課 TEL089-962-6299

(応援券 表面)

<p>No. _____</p> <p>砥部町愛顔の子育て応援事業</p> <h1>砥部町愛顔っ子応援券</h1> <p>県キャラクター 1,000円 砥部シンボルマーク</p> <p>有効期限： 年 月 日</p> <p>発行：砥部町 協賛企業(50音順)：〇〇株式会社 〇〇株式会社 〇〇株式会社</p>		<p>No. _____</p> <p>砥部シンボルマーク</p>
---	--	-----------------------------------

(応援券 裏面)

<p>【登録店舗控用】</p> <p style="text-align: center;">砥部町愛顔っ子応援券</p> <p>【登録店舗様】 こちらの半券を5年間保管してください。</p>	<p>【砥部町保管用】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p style="text-align: center;">【登録店舗様へ】</p><p>①この券は下記の対象製品を購入する場合に限り、1枚あたり1,000円分の費用として使用できます。</p><p>②1回あたりの使用枚数に限りはありませんが、対象製品の購入額が額面の総額と同額の場合または上回る場合に利用できます。</p><p>③購入額が額面を上回る場合の差額を応援券利用者からいただってください。</p><p>④表面記載の有効期限を必ず確認してください。</p><p>⑤下記に引換日及び登録店舗名を記入してください。</p></div> <table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="width: 60%;">【対象製品】 〇〇(株) 〇〇(株) 〇〇(株) 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇</td><td style="width: 40%;"><table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="text-align: center;">引換日 年 月 日</td></tr><tr><td style="text-align: center;">登録店舗名</td></tr></table></td></tr></table>	【対象製品】 〇〇(株) 〇〇(株) 〇〇(株) 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇	<table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="text-align: center;">引換日 年 月 日</td></tr><tr><td style="text-align: center;">登録店舗名</td></tr></table>	引換日 年 月 日	登録店舗名
【対象製品】 〇〇(株) 〇〇(株) 〇〇(株) 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇	<table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="text-align: center;">引換日 年 月 日</td></tr><tr><td style="text-align: center;">登録店舗名</td></tr></table>	引換日 年 月 日	登録店舗名		
引換日 年 月 日					
登録店舗名					

様式第2号（第4条関係）

砥部町愛顔っ子応援券交付申請書

年 月 日

砥部町長 様

住所
交付対象者 氏名
電話番号

印

砥部町愛顔の子育て応援事業実施要綱第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

対象乳児	住 所	砥部町
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	交付対象者との続柄	(第 子)
砥部町への転入届の提出日 (※転入により申請する場合のみ記載)	対象乳児	年 月 日
	交付対象者	年 月 日

様式第 4 号（第 8 条関係）

砥部町愛顔っ子応援券交付申請事項変更届

砥部町長 様

住所
 受給者 氏 名
 電話番号

印

年 月 日付けで届け出た交付申請書の内容に変更等が生じたため、砥部町愛顔の子育て応援事業実施要綱第 8 条の規定により、次のとおり届け出ます。

対象乳児	住 所	(変更前)
		(変更後)
	氏 名	(変更前)
		(変更後)
	生 年 月 日	年 月 日 (歳)
保護者との続柄	(第 子)	
交付対象者	住 所	(変更前)
		(変更後)
	氏 名	(変更前)
		(変更後)
変更となる理由		
届出事項が生じた年月日		年 月 日

※（変更後）欄は該当する箇所のみ記入してください。

様式第 5 号 (第 10 条関係)

砥部町愛顔っ子応援券登録店舗指定 (変更) 申請書

年 月 日

砥部町長 様

住 所
事業所名
代表者名
電話番号

印

砥部町愛顔っ子応援券登録店舗の指定を受けたいので、砥部町愛顔の子育て応援事業実施要綱第 10 条第 1 項 (第 3 項) の規定により、申請 (変更) します。

なお、申請に当たり砥部町愛顔の子育て応援事業実施要綱を遵守することを誓約します。

記

No.	店舗名	住所	電話番号 メールアドレス	申請の区分

※ 「申請の区分」欄には、申請内容に基づき次のとおり記載すること。

- (1) 新規登録申請 → 「交付申請」
- (2) 登録済店舗の内容変更 → 「変更」
- (3) 登録店舗の廃止 → 「廃止」
- (4) 店舗の追加 → 「追加」

様式第 6 号（第 10 条関係）

第 号
年 月 日

砥部町愛顔っ子応援券登録店舗指定通知書

（指 定 者） 様

砥部町長



年 月 日付けで申請のあった下記の登録店舗については、砥部町愛顔の子育て応援事業実施要綱第 10 条第 2 項の規定により、砥部町愛顔っ子応援券登録店舗に指定する。

記

No.	店舗名	住所	電話番号 メールアドレス

様式第 7 号(第 12 条関係)

砥部町愛顔の子育て応援事業助成金交付請求書

年 月 日

砥部町長 様

住 所
事業所名
代表者名
電話番号

印

年 月 日付け、第 号で指定を受けた登録店舗において受領した
応援券について、砥部町愛顔の子育て応援事業実施要綱第 12 条第 1 項の規定によ
り、砥部町保管用応援券を添えて、下記のとおり請求します。

記

金額	百	拾	万	千	百	拾	円
----	---	---	---	---	---	---	---

ただし、対象月 年 月分 応援券 枚 × 額面 1,000 円として

各登録店舗受領状況

No.	店舗名	住所	使用枚数 (枚) (A)	金額 (円) (B)=(A)×1,000
合 計				